

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第75号

2014.8

第 7 5 回 通 常 組 合 会

平成25年度事業報告、歳入歳出決算を可決

- ・ 組合員の資格確認調査を実施
- ・ 歳入歳出単年度収支1億7千万円余の黒字
- ・ 後期高齢者組合員の所得割保険料を協議



平成26年7月23日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第75回通常組合会が開催された。井川議長の挨拶の後、仲佐副理事長の開会の辞に引き続き、議事録署名人に議長その他、京都府支部の平塚議員を指名した。続いて、物故会員に対する弔慰黙祷、尾上理事長の挨拶、報告事項に続き議事に入り、平成25年度事業報告及び平成25年度歳入歳出決算並びに平成25年度決算剰余金の処分について原案どおり可決決定された。協議事項では、後期高齢者組合員の所得割賦課額について協議の結果、執行部（案）の方向を進めることを了承した。

引き続き、平成26年春の叙勲で旭日小綬章を受章された又吉達雄先生に記念品を贈呈して祝意を表した。

議長挨拶

本日は、第75回通常組合会の開催のご案内を差し上げましたところ、ご多忙にも拘らず、たくさんの方にご参集頂き有難うございました。本日の組合会は平成25年度事業報告並びに平成25年度歳入歳出決算等の重要議案がございますので、慎重審議をお願いいたします。そして最後まで円滑な議事進行にご協力頂きますようお願いいたします。



松崎副議長、井川議長

開会の辞（要旨）

仲佐副理事長



仲佐副理事長

本日は暑い中、またお忙しい中、全国からご出席頂き有難うございます。保険料を1種組合員800円、2,3種組合員は500円引き上げし、組合員の方々にはご迷惑をおかけしておりますが、社会保障制度改革国民会議で国庫補助の見直しを提言しており、これに加え、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金も増加傾向であり、組合運営が厳しくなると思われます。今回の組合会は、こうした背景の中での開催です。この危機を突破できるように建設的なご意見を頂き、有意義な組合会にして頂きますようお願いいたします。

理事長挨拶（要旨）

尾上理事長



尾上理事長

本日は梅雨明けの猛暑の中、全員ご出席頂き有難うございます。

さて、厚労省関係では、平成25年～29年の5年間の医療費適正化に関する国の目標と国が取り組む施策を記した全国医療費適正化計画が公表された。

それによると1県を除く46都道府県が29年度までに、合計1兆円医療費の削減を目指している。

23年度の国民医療費は約38.6兆円で、適正化をしない場合46都道府県の医療費の合計は29年度に約46.6兆円に膨らむと見込まれている。そのために、特定健診の推進や平均的在院日数の短縮などの取り組みにより、29年度の医療費を45.6兆円に止めたいとしている。

特定健診実施率の目標は70%、特定保健指導実施率は45%、メタボ該当者・予備軍の減少率は26年度で25%と設定した。又、後発医薬品の使用促進とたばこ対策が医療費適正化案として新たに盛り込まれた。当組合の特定健診の実施率は18.82%で目標値には程遠いものですが、国保組合として受診を上げる努力をしなければならないと思っている。

次に、成長戦略の医療として、特定健診の受診など病気予防や健康増進に取り組んだ医療保険の加入者に対して保険料の軽減する仕組みづくりの検討に入った。新たな成長戦略に盛り込み27年度中の実施を視野に入れている。

これも問題があると思います。と言うのは医療費を適正化するために、少しでも医療にかからないという風潮を作ると、医療の原則である早期発見・早期治療が阻害されかねないという心配があります。又ここまで来ると個人情報問題など色々と問題が生じるのではと思っています。

自民党内でも医療費の軽減は自助・自立を重視し、実現する声が出ている一方で、医療費は病気のリスクに拘らず所得に応じて保険料を負担するのが理念であり、これに反すると慎重な意見もあるようです。

次に総務省関係では、国会で消費税の用途についての質問に対して、増収を見込んだ5兆46億円のうち、社会保障充実に向けられたのは約4,962億円で、その割合は9.9%と答弁している。その4,962億の内訳は、少子化対策に3,060億円、率で6.1%、医療制度に1,849億円、率で3.7%、介護保険制度に約43億円、率で0.1%である。

7月3日開催の全協の理事長・役員研修会で中村国保課長の講演の中で、社会保障推進法の基本的な考え方について話をされた。25年12月5日に年金、医療、介護そして少子化対策の4分野についての社会保障改革プログラム法案が成立した。その中で、約5兆円のうち、基礎年金の国庫負担の割合2分の1で、平成25年度から26年度の基礎年金基金国庫負担が2.95兆円、そして社会

保障の充実として、子育て支援の充実と医療、介護の充実、年金制度の改善に0.5兆円、これが前述の4,962億円に該当するものである。

消費税引き上げによる物価上昇に伴う社会保障の経費の増額として、0.2兆円、これは診療報酬、介護保険、子育て支援及び後々の世代への負担の軽減策として1.3兆円が見込まれている。

これを見ると約5兆円が使われているので、社会保障費に10%では少ないと思っていたが、広義の社会保障ということで納得できるものと思っている。

引き続き、保健福祉大学の山崎名誉学長の講演では、国保と健保では年齢構成に大きな差がある。65歳～74歳までの割合は、国保32.9%、健保2.5%の格差がある。医療費で見ると、一人当たり医療費は、国保309,000円、健保142,000円となっている。市町村の抱える構造的な問題として、できるだけ都道府県と一緒に進めるべきであると言われている。

日本再興戦略でも、全ての健康保険組合に対して、レセプトデータの分析、それに基づく加入者の健康保持のための基本計画として「データヘルス計画」の作成、公表、事業実施評価等の取り組みを求めるとしている。

保険者のレセプト等を活用した保健事業を推進することとされた。これまでも保険者はレセプト等の統計資料等を活用し特定健診実施計画の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後さらなる被保険者の健康保持に努め、保有しているデータを活用し、被保険者のリスク別にターゲットを絞った保健事業を進めていくことが求められている。

次に、健保組合関係では、高齢者医療制度への拠出金が3兆3,155億円で前年度より0.78%増で、保険料収入に対する拠出金の割合は45.43%となっている。この割合が50%を超える組合が446にのぼっている。2008年度から毎年3,000億円～5,000億円の赤字が続いている。

それから全歯連関係では、国保組合の設立以来、自家診療の保険請求を自粛し、保険料の収納率を100%近いものとしており、懸命な自助努力を重ねながら、健全で安定的な組合運営を行い、市町村国保を補完する役割を果たしてきた。しかし、急激な高齢化や経済の低迷により、近年の組合運営は厳しくなっているため、組合員の多くは市町村国保に移行せざるを得なくなっている。

1種組合員の保険料は市町村国保より少し上回っている感じがするが、2種、3種組合員は、市町村国保よりかなり安くなっている。

仮に、歯科医師国保が解散し、被保険者が市町村国保か協会けんぽに移行すれば、全歯連の試算では、全歯連だけで65億円程度の国庫負担増となる。これについては西村まさみ議員が国会で質問しています。

従来、国保組合に対する補助は、保険給付費の定率補助と財政力や財政状況の調整補助の2階建てとなっている。この一律の定率補助を廃止し、全ての組合員の所得水準や財政状況に応じて配分する方式に変更することは、一部の組合員のみを対象とした時々の所得水準や財政状況に応じた補助となり、事業の長期的、安定的運営が阻害され、ひいては医療保険の保険者としての国保組合の制度基盤を大きく揺るがすこととなり、制度に陥ることなく、将来展望を持った医療保険制度としての検討、議論がなされることを全歯連としては望むものである。

次に、全国歯関係では、当組合の国庫補助の補助率が現在では32%ですが、これが16%になるということは半額になるということです。もう一点大事なことは、特定被保険者が増加して22%を超える段階になっている。特定被保険者の国庫補助率は13%ですので、これが増えるということは、組合運営に影響を与えます。

全国歯の現状を見ると、平成24年度の国庫支出金は、国庫負担金（事務費負担金）が約4,600万円、国庫補助金の療養給付費等補助金が約47億2,700万円である。3月追加分約5億8,500万円を差し引くと約41億4,200万円となり、償還金（25年度分290,022,474円）を減額した295,449,571円を加算すると、約44億3,700万円が療養給付費等補助金となる。

それから、平成26年度から保険料を1種本人及び家族が800円、2,3種本人及び家族が500円の引き上げをさせて頂き、何とかやり繰りしているが、あと数年は引き上げていかなければならないと思っている。

平成25年度被保険者数（平均）は66,361名で、対前年度比468名減です。

医療給付費分保険料は約78億円となりますが、この保険料は1種組合員所得割が32.20%、均等割が12.37%で合わせて44.57%となり、1種家族が17.60%、2種組合員とその家族で、3.64%、3種組合員が31.39%、3種家族が2.80%

という構成割合になり約62%が1種組合員とその家族で担ってる。

平成25年度の保険料全体を見ると114億円で、歳入の61.62%を占め、国庫支出金が25.81%、繰越金が10.42%となり、この3項目で賄っているということです。

歳出では総務費が3.73%ですが、組合の努力で削減できるのは総務費だけということです。この3.73%をいかに削減していくかということで、役員定数の削減、役員報酬の減額を実施し、職員給与も適正に処理してきた。

次に療養給付費は約63億円ですが、区分別でみると医科76.53%、歯科3.78%、調剤19.55%となっています。その給付内訳は、1種組合員が31.60%、その家族が33.48%、そして3種組合員が26.72%となり、1種組合員とその家族及び3種組合員が多く使っていることとなります。

又、柔道整備は約8,600万円になっています。これは3種組合員が圧倒的に多くなっている。それから1種組合員及びその家族の医療費が多く出ています。これは特定健診の受診率を上げるとか、健康に留意して健康寿命を延ばすような働きかけをしていく必要があると思っている。

本日は、報告事項、議事では事業報告、歳入歳出決算等の審議を頂きます。又協議事項では、後期高齢者組合員の所得割賦課額について協議をお願いして挨拶といたします。

■ 報告事項

【全国歯関係】

(1)国保組合被保険者の課税標準額の調査について

今年は5年毎に実施する課税標準額の調査の年にあたっており、栃木県による調査対象者の選定が済み、該当者には調査票の記入をお願いしている。

(2)平成25年度療養給付費・総医療費の状況について

・療養給付費

年度当初の4月～7月は対前年度比で伸びを示していたが、8月～3月は12月、2月を除いて対前



齊藤専務理事

年度比でマイナスであった。合計では対前年度比マイナス0.22%となった。

・総医療費も療養給付費とほぼ同じ傾向を辿り、年間合計でマイナス0.16%となった。



田邊事務局長

(3)顧問弁護士の設置について

コンプライアンスを踏まえ、適正な組合運営に努めるため、顧問弁護士を委嘱した。平成26年4月に次の弁護士と顧問契約を締結した。

氏名	中西真也
所属事務所	米津・逢坂法律事務所 東京都千代田区永田町
経歴	平成20年 東京大学法学部卒 平成22年 東京大学法科大学院卒 司法試験合格 平成24年 米津・逢坂法律事務所

(4)平成26年度会議開催予定の一部変更について

近々中野サンプラザが中野駅前再開発で取り壊される予定もあり、平成26年度の会議開催予定の一部を下記のとおり変更した。

平成26年11月12日（水）

第4回常務会

中野サンプラザ

→フクラシア東京ステーション

第2回理事会

中野サンプラザ

→フクラシア東京ステーション

平成27年2月24日（火）

第2回監事会

東京事務所→2月25日（水）中野サンプラザ

平成27年3月19日（木）

第2回議長団打合せ

中野サンプラザ

→3月29日（日）フクラシア東京ステーション

第76回通常組会

中野サンプラザ

→3月29日（日）フクラシア東京ステーション



神田総務課長

(5)平成25年度除名処分について

平成25年度の除名処分者は3名であった。滞納保険料合計で995,389円、保険給付額合計で1,907,575円。

【全歯連関係】

(1)平成26年度第1回理事会について

全歯連の平成26年度第1回理事会が5月21日開催され、尾上理事長と出席した。

まず、全歯連の最近の動きとして、小澤会長の挨拶の中で、昨年の社会保障制度改革国民会議の協議の結果、12月5日にプログラム法案が成立して、所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しが記載された。その後、このこと

については総論的な話は少し進んでいるが、各論的な話はまだ進んでいない。この補助金の問題については、その後、社会保障審議会医療保険部会に託され協議されるということであった。この会議には、日歯から堀常務が出席されており、全歯連に資料提供の依頼が日歯の村上専務よりあり、歯科医師国保組合としての現在の状況、未来予測、あるいは国庫補助が減になった場合の試算、歯科医師国保組合が解散した場合市町村国保や協会けんぽに加入する形になるが一体どういった形になるのか、また、歯科医師国保組合は自家診療を禁止し自粛しているところであるがこれが無くなった場合に国の補助金などへの影響など、これらの諮問に対し回答している。

報告については、一般報告、今年度4月までの会計報告、監事報告があり、大きな問題はなかった。この中で、積立金について、今年度200万円を積み立て、合計700万円になったとのこと。

協議事項は、1つ目は平成25年度の事業概要及び決算、歳入が1,655万円余、歳出が1,078万円余、繰越が577万円ということで、運営的には順調であるという事であった。2つ目の平成26年度の全歯連会長表彰は、全国歯からは滋賀県支部の井田治彦先生ほか8名が承認された。3つ目の平成26年度第1回通常総会は、平成26年10月25日午後3時から、ホテル日航福岡で開催される。

(仲佐副理事長)

(2)平成26年度第1回、第2回調査委員会について

全歯連の第1回調査委員会は、ただ今、仲佐副理事長より報告のあった理事会の後、全国歯からは、尾上理事長、仲佐副理事長、私が出席して行われた。今回、調査委員会の調査諮問事項については、8つの歯科医師国保組合から13件の調査要望があり。資格関係が3件、給付関係が3件、保険料が3件、その他で4件について今後協議するという事で第1回調査委員会は終わった。

第2回調査委員会は6月18日に行われ、調査委員会の担当副会長である尾上理事長と私が出席した。先程申した8つの歯科医師国保組合からの13項目、さらに会長提案の3項目を追加し、16項目の諮問事項について、その調査内容等について協議した。

資格関係としては、組合員及び家族の再確認、資格取得後の再確認等について。給付関係では、給付制限を解除した場合の財政影響の試

算、これに社会保障審議会医療保険部会の資料とするための前調査を行いたいということ。保険料関係については、事業主である組合員の保険料の所得割について。また、その他として、各道府県歯科医師国保組合の全国統合について。いま最後に申し上げた2項目については全国歯から提案したところです。それで7月に入り、各国保組合に調査票を送付し、9月に調査委員会でとりまとめを行い、10月に各国保組合に調査資料を発送することになっている。



袋布常務理事

【質疑応答の要旨】

Q 柔道整復の給付が伸びていると聞かすが、今後の伸びが気になっている。これについて何か対策を考えているか、それとも何も変えないで行くのかお聞きしたい。と言うのは先般、大阪の方とのお話で柔道整復が億単位で出ているということでした。

全国歯も安原元専務の時に半分以上返金出来たと聞いていた。一年前に朝日新聞で柔道整復に対して批判的な記事を掲載したことがあったが、全国歯はどのような対応をとられるのか質問します。(京都府支部 平塚靖規議員)



平塚議員

A 柔道整復については、平成20年度から25年度までの給付状況を見ると約8,000万円から9,000万円給付されている。又24年度までは右肩上がりで伸びていたが、25年度は前年度比で少し抑えられている。(鈴木副理事長)

A 柔道整復の審査は我々のレセプト審査とは仕組みが異なり、柔道整復師会も一本化されている訳ではなく、都道府県単位で色々なグループに給付、審査の費用が支払われるというのが現状のようです。各都道府県の支払基金でも対応しているようですが、全国歯としても放置しておく訳ではなく、3種組合員が多く受診しているようですし、研究し対応して行きたいと思っているので暫く時間を頂きたい。(齊藤専務理事)

Q 国庫補助について、先週の北海道東北地区担当理事協議会の懇親会の席でオフィシャルの場ではありませんが、全歯連から日本歯科医師会に対して、今後国庫補助金について発言を控えて欲しいとの要請があったと聞きました。社会保障審議会の医療保険部会あるいは中医協だろうと思いますが、私どもとしては、連盟を含め国庫補助の補助率に関してお願いしてきた経緯の中で、突然そのような話を聞いて驚いております。そのあたりの事情が解れば教えて頂きたい。日歯の役員の梯子を外すような結果になりかねない。それが歯科界なり日歯が国保に対する不信感となりかねないと懸念します。これは要望です。(岩手県支部 箱崎守男議員)



箱崎議員

Q 所得調査についての要望ですが、5年毎に調査がありますが、日程を見ると4月25日に通知がきている。これですと当支部では、3種組合員からの提出が難しい状況です。

全都道府県が同じかは解らないが、住民税を特別納入義務者として事業規模に拘らず事業主

が所得から控除した時の用紙を3種組合員に渡します。従って4月に所得調査があることが解った時点で知らせておくことで、その用紙の紛失を防ぐことができ調査が円滑に行われるので、所得調査があることが解った時点で通知を頂けるよう要望します。

もう一点は、日曜日に組合会を開催することで、休日出勤手当が発生するという報告があったが、振替休日を検討して頂ければその分は解消できると思います。

又、土曜日が所定休日になっているので、その日を法定休日に振替えると日曜日に出勤しても休日勤務手当は1.25となる筈です。必ずしもそうしなければならないということではありませんが、検討を要望します。(岩手県支部 中屋敷修議員)

Q 国庫補助の見直しについて、先般の連盟の評議会でも出ていましたが、医療制度関係のプログラムが示されており、この中で27年度に法案が提出されることが決まっているという話が出ていた。ということは逆算して秋頃には決まってしまうと思います。



中屋敷議員

これについて、全歯連、全国歯はどのような形で対応しているのか。国庫補助率が32%から16%ありきの状態で進んでいるのは如何なものかと思えます。

日歯と連盟で行っていくのが筋かと思えますが、少し詳しく全歯連の在り方、方針をどのようにもっているのか方向性が解れば教えて頂きたい。(富山県 山崎安仁議員)



山崎議員

A 先生の仰ることはもっともだと思います。我々として全歯連にどのように対応して行くかと言うことは、まだ理事会等で決めてはいませんが、全歯連に出ていますので、その中で情報をできるだけ収集し、先生の仰ることを勘案しながら、全国歯としても対応できるようにしたいと思っています。(尾上理事長)

Q 全歯連との兼ね合いもあるので難しい点もありますが、前回の組合会でも32%から16%がありきの形になっています。しかし今後見直しということも言っていますので、資料も早めに出されて対応していくのが良いと思いますので検討を願いたい。

■ 議 事

第1号議案 平成25年度事業報告について議決を求める件 齊藤専務理事

平成25年度事業報告について、齊藤専務理事より説明に引き続き質疑応答の後、採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

平成25年度事業報告

I 概況

平成25年12月に社会保障改革プログラム法が成立し、施行された。それに伴い、平成26年から平成27年の通常国会で個別の法案が審議されることになっている。また、内閣には社会保障制度改革推進本部と社会保障制度推進会議が設置された。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(社会保障改革プログ

ラム法)に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総括的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について、平成26年度から平成29年度までをめぐり順次講ずるものとし、必要な法律案を平成27年度に開催される通常国会に提出することを目指すものとされている。このような中で、国保組合の国庫補助定率分の引き下げが検討されてきた。

当組合としても、平成25年度までに役員定数の削減、役員報酬の引き下げ、職員給与の適正化など、スリム化に努めてきた。

国庫補助率の引き下げについても、平成25年度から検討をし、平成26年度から段階的に保険料の引き上げをしていくこととした。

以下、平成25年度の事業計画に沿って詳細を報告する。

○ 第13期新執行部始動

歯科医師会の法人改革に伴い、本組合の役員等の任期を平成25年7月末まで延長した。7月24日に開催された第73回通常組合会において第13期新執行部メンバーが確定し、8月1日の第2回理事会を経て、第13期新執行部が始動した。

○ 組合会予備議員の廃止

組合会予備議員については根拠となる規定がなく従来慣例として存在してきた。法令遵守(コンプライアンス)体制の整備の実施、全国建設工事業国保組合の無資格加入問題を契機に国保組合に対する指導監督が強化されていることもあり、組合会予備議員については、平成25年7月末の任期の満了をもって廃止することとした。

○ 保険料賦課額の引き上げ

後期高齢者支援金賦課額を3,000円から3,200円に、介護納付金賦課額を3,400円から3,500円に引き上げを行った。

○ 歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準について

会計検査院から厚生労働大臣に対して医師、歯科医師、薬剤師の国保組合の組合員

資格に関しての指摘がなされたことを受けて、厚生労働省国民健康保険課長から「国民健康保険組合の組合員資格の適正な取扱いについて」として通知が出されたことから、本組合においても「歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準」を定め、平成25年4月1日からの施行とした。

○ 資格確認調査の実施

会計検査院から厚生労働大臣に対して国保組合における資格の確認調査及びその結果の報告を求められたことにより、今年度初めて平成25年5月に組合員資格再確認調査を行った。今後は3年に一度の割合で実施する予定としている。

○ 表彰規程に基づく表彰

表彰規程の推薦基準に基づき、各支部長から推薦のあった4名について第73回通常組合会において表彰を行った。

○ 特別功労賞の授与

その在任中、長年の経験と卓越した指導力により本組合の機構・制度の整備に尽力し、本組合の発展に貢献されたとして、第74回通常組合会において横山前理事長、今井前専務理事に特別功労賞を授与した。

○ 新基幹システムの検証作業の実施

平成26年度の新基幹システムの本稼働に向けて、平成26年2月14日に開発委託業者である(株)日立製作所による、適用・保険料徴収業務及び給付業務関係の研修会を開催し、その後入念に検証作業を行った。

○ 平成25年度単年度収支

単年度差引残高は171,924,003円の黒字となった。

内訳

歳入(歳入合計-繰越金)	16,680,549,935円
歳出合計	16,508,625,932円
単年度差引残高	171,924,003円

II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1)種別被保険者数(平均)

種別		平成25年度	平成24年度	伸び率
組合員	1種	11,565	11,688	▲ 1.05
	2種	1,241	1,191	4.20
	3種	25,627	25,486	0.55
	計	38,433	38,365	0.18
家族	1種	23,164	23,830	▲ 2.79
	2種	911	833	9.36
	3種	3,853	3,801	1.37
	計	27,928	28,464	▲ 1.88
合計	1種	34,729	35,518	▲ 2.22
	2種	2,152	2,024	6.32
	3種	29,480	29,287	0.66
	計	66,361	66,829	▲ 0.70

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定
組合員	1種	1,866	-	8,868	422
	2種	22	-	349	815
	3種	159	-	7,681	10,548
	計	2,047	-	16,898	11,785
家族	1種	1,451	1,707	7,347	980
	2種	23	352	96	539
	3種	143	486	612	1,556
	計	1,617	2,545	8,055	3,075
合計	1種	3,317	1,707	16,215	1,402
	2種	45	352	445	1,354
	3種	302	486	8,293	12,104
	計	3,664	2,545	24,953	14,860

(2)後期高齢者組合員数 (平均)

平成25年度	平成24年度	伸び率
900	961	▲ 6.35

2. 保険料収納の状況

種 別	平成25年度			平成24年度			収納額の 伸び率
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
基 礎 均等割	5,314,205,300	5,307,994,300	99.88	5,334,581,800	5,327,961,100	99.88	▲ 0.37
賦課額 所得割	2,523,840,233	2,521,289,457	99.90	2,535,887,957	2,532,668,823	99.87	▲ 0.45
後期高齢者支援金等賦課額	2,533,662,100	2,530,546,900	99.88	2,392,212,900	2,389,066,200	99.87	5.92
介護納付金賦課額	1,050,389,900	1,048,866,500	99.85	1,012,913,200	1,011,165,600	99.83	3.73
後期高齢者賦課額	53,405,000	53,360,000	99.92	57,330,000	57,295,000	99.94	▲ 6.87
合 計	11,475,502,533	11,462,057,157	99.88	11,332,925,857	11,318,156,723	99.87	1.27

※滞納繰越金を含まず。

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	平成25年度	平成24年度	伸び率
事務費負担金	44,915,619	46,565,217	▲ 3.54
事務費負担金過年度分	0	0	0.00
療養給付費補助金	3,168,853,812	3,282,191,829	▲ 3.45
後期高齢者支援金補助金	965,967,800	983,891,486	▲ 1.82
病床転換支援金補助金	0	0	0.00
老人保健医療費拠出金補助金	0	1,305,115	▲ 100.00
介護納付金補助金	495,708,103	460,430,615	7.66
療養給付費補助金過年度分	0	0	0.00
後期高齢者支援金補助金過年度分	0	0	0.00
病床転換支援金補助金過年度分	0	0	0.00
老健医療費拠出金補助金過年度分	0	0	0.00
介護納付金補助金過年度分	0	0	0.00
出産育児一時金等補助金	75,315,000	80,787,000	▲ 6.77
高額医療費共同事業補助金	8,411,000	8,502,000	▲ 1.07
特別調整補助金	43,032,000	※(68,927,000)	—
後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金	0	0	0.00
特定健康診査等補助金	3,306,000	5,952,000	▲ 44.46
災害臨時特例補助金	443,000	372,000	19.09
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	195,000	203,300	▲ 4.08
合 計	4,806,147,334	4,870,200,562	▲ 1.32

※24年度特別調整補助金は療養給付費補助金に含まれている。

4. 保険給付の状況

(1)給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前の者	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳)	
・現役並み所得者	7割
・一般所得者	8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成26年3月まで9割に据置かれた。

(2)療養給付費の給付状況

診療月	平成25年度給付額	平成24年度給付額	伸び率
4月	538,817,645	518,085,833	4.00
5月	552,773,431	525,476,216	5.19
6月	513,780,019	510,844,133	0.57
7月	542,468,397	534,422,750	1.51
8月	529,361,361	529,498,419	▲ 0.03
9月	503,340,717	509,959,841	▲ 1.30
10月	543,740,910	544,837,281	▲ 0.20
11月	515,686,851	545,666,635	▲ 5.49
12月	537,028,867	532,100,345	0.93
1月	499,002,816	521,993,272	▲ 4.40
2月	523,754,635	512,559,397	2.18
3月	575,937,005	604,141,990	▲ 4.67
合計	6,375,692,654	6,389,586,112	▲ 0.22
年間月平均	531,307,721	532,465,509	▲ 0.22

(3)総医療費の状況

診療月	平成25年度費用額	平成24年度費用額	伸び率
4月	761,308,516	729,387,864	4.38
5月	782,099,502	741,413,684	5.49
6月	725,870,266	720,755,682	0.71
7月	764,983,912	753,956,452	1.46
8月	749,259,312	748,276,774	0.13
9月	712,186,068	718,801,344	▲ 0.92
10月	768,100,022	770,597,504	▲ 0.32
11月	726,818,972	771,259,172	▲ 5.76
12月	758,750,570	752,239,884	0.87
1月	704,954,172	737,978,338	▲ 4.47
2月	739,083,216	725,430,350	1.88
3月	813,943,962	851,875,820	▲ 4.45
合計	9,007,358,490	9,021,972,868	▲ 0.16
年間月平均	750,613,208	751,831,072	▲ 0.16

(4)入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

①入院時食事療養費差額の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4	4,450	1	1,100	300.00	304.55

②入院時生活療養費差額の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5)歯科給付の給付状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
29,340	239,149,206	27,572	232,282,705	6.41	2.96

(6)高額療養費の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,874	533,651,744	4,927	539,811,162	▲ 1.08	▲ 1.14

(7)高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8)出産育児一時金の支給状況（直接支払の事務費を含む）

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
725	305,756,138	805	337,283,698	▲ 9.94	▲ 9.35

(9)葬祭費の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
87	13,000,000	71	9,400,000	22.54	38.30

(10)療養費の支給状況

平成25年度		平成24年度※		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
25,129	102,242,163	26,593	110,220,248	▲ 5.51	▲ 7.24

※第73回通常組合会議案書において、平成24年度の療養費の支給状況に、震災の概算払いが含まれていなかったため訂正。

(11)移送費の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
2	235,430	1	56,870	100.00	313.98

(12)傷病手当金の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
889	49,316,000	886	46,081,000	0.34	7.02

5. 高額医療費共同事業の状況

〔収入〕

項目	平成25年度	平成24年度	伸び率
交付金	282,041,000	307,427,000	▲ 8.26
国庫補助金	8,411,000	8,502,000	▲ 1.07
収入合計	290,452,000	315,929,000	▲ 8.06

〔支出〕

項目	平成25年度	平成24年度	伸び率
高額医療費拠出金	152,869,000	149,029,000	2.58
支出合計	152,869,000	149,029,000	2.58
収支差額	137,583,000	166,900,000	▲ 17.57

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

① 支部保健事業費の交付内訳

- ・ 定額交付分 各支部 1,550,000円
- ・ 被保険者割交付分 被保険者1人当たり 440円

② 支部保健事業費の交付額

定額交付分	被保険者割分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	66,801	29,392,440	60,392,440

(2) 節目健診事業助成金の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,475	89,409,941	3,713	93,364,149	▲ 6.41	▲ 4.24

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
20,673	40,757,842	19,633	38,998,975	5.30	4.51

(4) 特定健診・保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

平成25年度				平成24年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
29,575	5,509	18.63	43,048,342	28,961	5,451	18.82	40,282,289

② 特定保健指導の実施状況

平成25年度				平成24年度			
該当者	利用者	実施率	支給額	該当者	利用者	実施率	支給額
698	21	3.01	173,633	633	27	4.27	216,952

(5)資金貸付事業の状況

①高額療養費資金貸付事業の貸付状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	1	98,000	▲ 100.00	▲ 100.00

②出産費資金貸付事業の貸付状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	-	-

(6)医療費通知の実施状況

- ① 平成25年 6月 (平成25年 1月～平成25年 2月診療分)
- ② 平成25年 8月 (平成25年 3月～平成25年 4月診療分)
- ③ 平成25年10月 (平成25年 5月～平成25年 6月診療分)
- ④ 平成25年12月 (平成25年 7月～平成25年 8月診療分)
- ⑤ 平成26年 2月 (平成25年 9月～平成25年10月診療分)
- ⑥ 平成26年 4月 (平成25年11月～平成25年12月診療分)

(7)後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
178	20,956,000	172	20,744,000	3.49	1.02

② 死亡見舞金の支給状況

平成25年度		平成24年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
50	10,000,000	66	13,200,000	▲ 24.24	▲ 24.24

7. レセプト点検事業の実施状況 (平成24年度点検分)

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
一般分	7,585,200	4,797,420	▲ 2,787,780	7,585,000	4,797,220

8. 広報活動の実施状況

- (1)「全国歯科医師国民健康保険組合報」を発行 (年2回)
- (2)ホームページの掲載
- (3)「全国歯からのお知らせ」を発行 (年1回)
- (4)その他必要に応じ実施

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかねばならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

Ⅳ 事務研修会の開催

(1) 支部事務所職員対象の研修会

- ・ 日時 平成25年4月19日（金） 13時～17時
平成25年4月20日（土） 9時～12時
- ・ 場所 アワーズイン阪急大井町 3階 会議室「B」
- ・ 研修内容
 - ① 機構・制度の見直しと課題
 - ② 規約及び規程等の改正について
 - ③ 新基幹システム導入について
 - ④ 組合員資格の再確認について
 - ⑤ 法令遵守について
 - ⑥ 栃木県による支部指導監督について
 - ⑦ 高額療養費の申請について
 - ⑧ 平成26年4月からの被保険者証即日発行について
被保険者証の一斉更新について

(2) 東京事務所職員対象の研修会

- ・ 日時 平成25年8月28日（水） 10時
- ・ 場所 東京事務所 3階
- ・ 研修内容
 - ① 支部の窓口業務について
 - ② 新基幹システムについて

(3) 新基幹システム研修会

- ・ 日時 平成26年2月14日（金） 10時
- ・ 場所 UDXビル20階「Big Conference Room」
- ・ 研修内容
 - ① システム切替に関する運用上の変更・注意事項説明
 - ② 適用・保険料業務関連 月次運用操作説明
 - ③ 適用・保険料業務関連 オンライン操作問合せ事例紹介
 - ④ システム共通業務関連 オンライン操

作説明

- ⑤ 本番切替迄のシステム注意事項説明
- ⑥ 給付業務関連 オンライン操作説明

Ⅴ 諸会議の開催

(1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第73回通常組合会	平成25年 7月24日(水)	中野サンプラザ
第74回通常組合会	平成26年 3月19日(水)	中野サンプラザ

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成25年 6月19日(水)	中野サンプラザ
第2回理事会	平成25年 8月 1日(木)	中野サンプラザ
第3回理事会	平成25年11月20日(水)	中野サンプラザ
第4回理事会	平成26年 2月26日(水)	中野サンプラザ

(3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成25年 5月22日(水)	東京事務所
第2回常務会	平成25年 7月24日(水)	中野サンプラザ
第3回常務会	平成25年 8月 1日(木)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成25年10月 9日(水)	中野サンプラザ
第5回常務会	平成25年11月20日(水)	中野サンプラザ
第6回常務会	平成26年 2月12日(水)	東京事務所

(4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成25年 6月18日(火)	東京事務所
第2回監事会	平成26年 2月25日(火)	東京事務所

(5) 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成25年度職員事務研修会	平成25年 4月19日(金)～20日(土)	アワーズイン阪急大井町

Ⅵ 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主幹課長(事務局長)会議	平成25年 4月24日(水)	栃木県国保連合会
支部指導監督に係る事前打合せ	平成25年10月15日(火)	東京事務所

(2)栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
特定健診等データ管理システム新任担当者説明会	平成25年 5月15日(水)	栃木県国保連合会
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成25年 5月16日(木)	栃木県国保連合会
第三者行為損害賠償請求事務担当職員研修会	平成25年 5月24日(金)	栃木県国保連合会
国保総合システム操作説明会	平成25年 6月11日(火)	栃木県国保連合会
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	平成26年 2月25日(火)	栃木県国保連合会
海外療養費不正請求対策支援業務に関する保険者説明会	平成26年 3月 5日(水)	栃木県国保連合会

(3)全協関係

①総会

会議名	開催日	開催場所
第61回通常総会	平成25年 6月13日(木)	京王プラザホテル札幌
第62回通常総会	平成26年 3月 7日(金)	明治記念館

②関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成25年 4月24日(水)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成25年 5月17日(金)	宇都宮東武ホテルグランデ

③研修会

会議名	開催日	開催場所
第1回事務(局)長研修会	平成25年 6月26日(水)	全国町村会館
第1回理事長・役員研修会	平成25年 7月 4日(木)	八重洲富士屋ホテル
平成25年度職員研修会	平成25年 9月17日(火)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	平成25年 9月25日(水)	八重洲富士屋ホテル
第2回事務(局)長研修会	平成26年 2月 7日(金)	全国町村会館

(4)全歯連関係

①総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成25年 7月10日(水)	日本歯科医師会
第2回通常総会	平成26年 3月 4日(火)	アルカディア市ヶ谷

②理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成25年 5月27日(月)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回理事会	平成25年 7月10日(水)	アルカディア市ヶ谷
第3回理事会	平成25年 9月20日(金)	神奈川県歯科保健総合センター

第4回理事会	平成26年 2月 4日(火)	神奈川県歯科保健総合センター
第5回理事会	平成26年 3月 4日(火)	アルカディア市ヶ谷

③監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成25年 5月27日(月)	神奈川県歯科保健総合センター

④選挙管理会

会議名	開催日	開催場所
第1回選挙管理会	平成25年 7月10日(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回選挙管理会	平成25年 9月20日(金)	神奈川県歯科保健総合センター

⑤委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成25年 9月20日(金)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回調査委員会	平成25年10月16日(水)	神奈川県歯科保健総合センター
第3回調査委員会	平成25年12月11日(水)	神奈川県歯科保健総合センター

第2号議案 平成25年度歳入歳出決算について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長から平成25年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて趣旨説明があり、平成25年度歳入歳出決算剰余金の処分についての説明、その他齊藤専務理事から財産の状況、固定資産、什器備品の説明及び、又吉常務監事からの監査報告に引き続き質疑応答の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。



鈴木副理事長

平成25年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 險 料		11,560,901,000	11,494,137,863	11,473,298,757	0	20,839,106	▲ 87,602,243
	1.国民健康 保 險 料	11,560,901,000	11,494,137,863	11,473,298,757	0	20,839,106	▲ 87,602,243
2.使用料及び 手 数 料		1,000	25,900	25,900	0	0	24,900
	1.手数料	1,000	25,900	25,900	0	0	24,900
3.国 庫 支 出 金		4,199,157,000	4,806,147,334	4,806,147,334	0	0	606,990,334
	1.国 庫 負 担 金	35,748,000	44,915,619	44,915,619	0	0	9,167,619
	2.国 庫 補 助 金	4,163,409,000	4,761,231,715	4,761,231,715	0	0	597,822,715
4.前期高齢者 交 付 金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1.前期高齢者 交 付 金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5.共同事業 交 付 金		107,380,000	282,041,000	282,041,000	0	0	174,661,000
	1.共同事業 交 付 金	107,380,000	282,041,000	282,041,000	0	0	174,661,000
6.財産収入		12,127,000	20,179,213	20,179,213	0	0	8,052,213
	1.財 産 運 用 収 入	12,127,000	20,179,213	20,179,213	0	0	8,052,213
7.繰 入 金		65,857,000	62,253,727	62,253,727	0	0	▲ 3,603,273
	1.特別積立金 繰 入 金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3.別途積立金繰入 金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4.事務所維持・拡 充積立金繰入金	300,000	0	0	0	0	▲ 300,000
	5.役員退職慰労金 積立金繰入金	2,920,000	2,833,329	2,833,329	0	0	▲ 86,671
	6.職員退職手当 積立金繰入金	5,745,000	2,530,470	2,530,470	0	0	▲ 3,214,530
	7.国保基幹システム等 準備積立金繰入金	56,889,000	56,889,928	56,889,928	0	0	928
8.繰 越 金		1,650,000,000	1,940,550,086	1,940,550,086	0	0	290,550,086
	1.繰 越 金	1,650,000,000	1,940,550,086	1,940,550,086	0	0	290,550,086
9.諸 収 入		7,952,000	36,604,004	36,604,004	0	0	28,652,004
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	273,000	273,000	0	0	272,000
	2.立替収入	1,000	463,775	463,775	0	0	462,775
	3.預金利子	1,091,000	1,223,225	1,223,225	0	0	132,225
	4.雑 入	6,859,000	34,644,004	34,644,004	0	0	27,785,004
歳 入 合 計		17,603,377,000	18,641,939,127	18,621,100,021	0	20,839,106	1,017,723,021

歳 出

(単位：円)

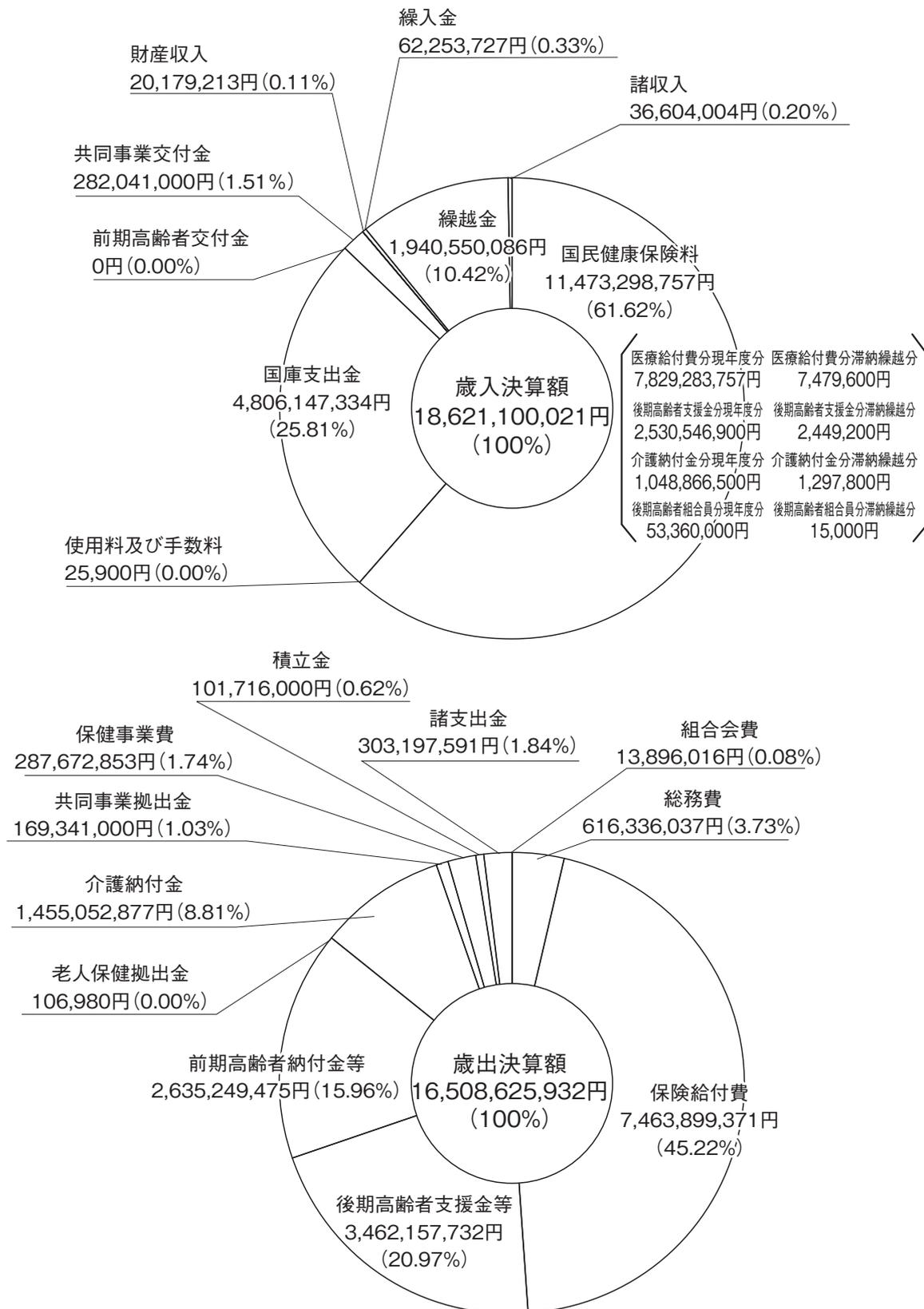
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の 比 較
1.組 合 会 費		17,507,000	13,896,016	0	3,610,984
	1.組 合 会 費	17,507,000	13,896,016	0	3,610,984
2.総 務 費		667,114,000	616,336,037	0	50,777,963
	1.総 務 管 理 費	667,113,000	616,336,037	0	50,776,963
	2.徴 収 費	1,000	0	0	1,000
3.保 険 給 付 費		7,897,929,000	7,463,899,371	0	434,029,629
	1.療 養 諸 費	6,941,593,000	6,561,940,059	0	379,652,941
	2.高 額 療 養 費	571,979,000	533,651,744	0	38,327,256
	3.移 送 費	1,000,000	235,430	0	764,570
	4.出 産 育 児 諸 費	321,041,000	305,756,138	0	15,284,862
	5.葬 祭 費	13,000,000	13,000,000	0	0
	6.傷 病 手 当 金	49,316,000	49,316,000	0	0
4.後期高齢者支援金等		3,475,497,737	3,462,157,732	0	13,340,005
	1.後期高齢者支援金等	3,475,497,737	3,462,157,732	0	13,340,005
5.前期高齢者納付金等		2,635,249,475	2,635,249,475	0	0
	1.前期高齢者納付金等	2,635,249,475	2,635,249,475	0	0
6.老人保健拠出金		123,000	106,980	0	16,020
	1.老人保健拠出金	123,000	106,980	0	16,020
7.介 護 納 付 金		1,461,300,000	1,455,052,877	0	6,247,123
	1.介 護 納 付 金	1,461,300,000	1,455,052,877	0	6,247,123
8.共 同 事 業 拠 出 金		170,186,000	169,341,000	0	845,000
	1.共 同 事 業 拠 出 金	153,714,000	152,869,000	0	845,000
	2.共 同 事 業 負 担 金	16,472,000	16,472,000	0	0
9.保 健 事 業 費		308,437,178	287,672,853	0	20,764,325
	1.特 定 健 康 審 査 等 事 業 費	54,910,178	54,910,178	0	0
	2.保 健 事 業 費	253,527,000	232,762,675	0	20,764,325
10.積 立 金		101,718,000	101,716,000	0	2,000
	1.積 立 金	101,718,000	101,716,000	0	2,000
11.諸 支 出 金		303,197,591	303,197,591	0	0
	1.償 還 金	303,197,591	303,197,591	0	0
12.予 備 費		565,118,019	0	0	565,118,019
	1.予 備 費	565,118,019	0	0	565,118,019
歳 出 合 計		17,603,377,000	16,508,625,932	0	1,094,751,068

歳 入 合 計 18,621,100,021円

歳 出 合 計 16,508,625,932円

差 引 残 高 2,112,474,089円

平成25年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



第3号議案 平成25年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

平成25年度歳入歳出決算の説明に引き続き、鈴木副理事長から平成25年度決算剰余金の処分について平成26年度に繰越すことについて説明の後、監査報告があり、質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。

平成25年度歳入歳出決算

歳入合計額	18,621,100,021円
歳出合計額	16,508,625,932円
決算剰余金	2,112,474,089円

上記剰余金を下記のとおり処分します。

平成26年度繰越金 2,112,474,089円

監査報告

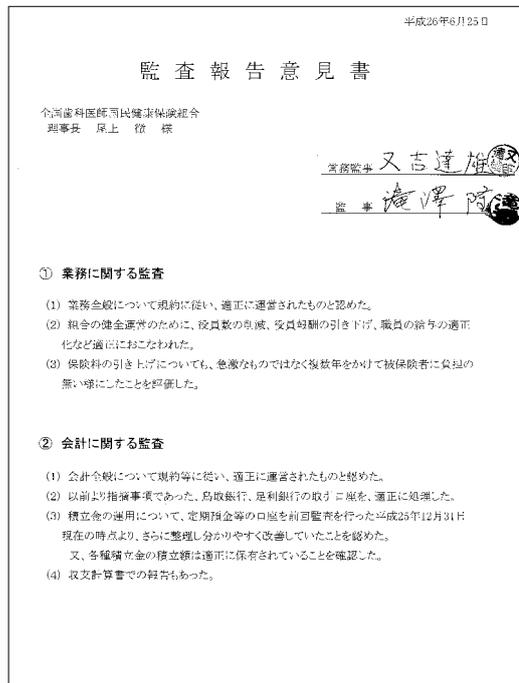
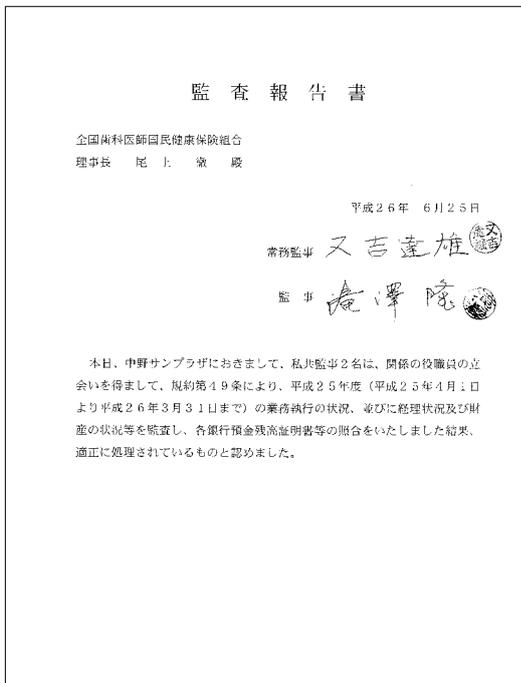
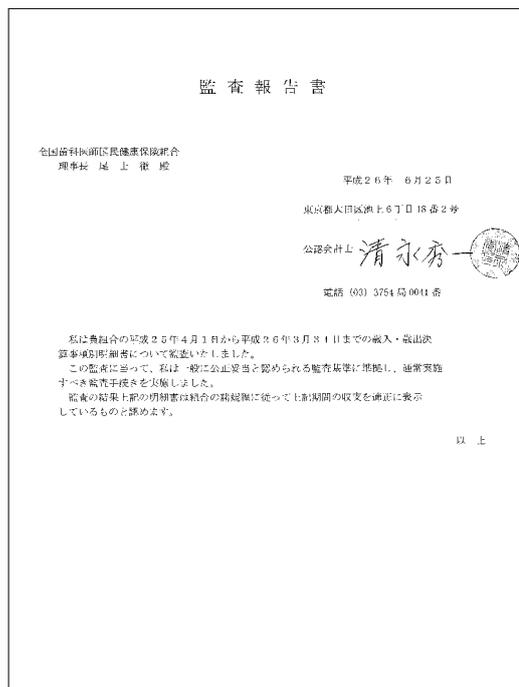
又吉常務監事

又吉常務監事より、平成25年度業務に関する監査及び会計に関する監査について下記のとおり報告があった。

又吉常務監事の報告に引き続き、清永顧問公認会計士の監査報告書について尾上理事長から報告があった。



又吉常務監事



財産状況報告

1. 積立金

科 目	金 額 (円)
①特別積立金	1,903,090,000
②給付費等支払準備金	1,052,752,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所維持・拡充積立金	186,325,000
⑤役員退職慰労金積立金	5,910,497
⑥職員退職手当積立金	181,318,120
⑦国保基幹システム等準備積立金	0
合 計	3,454,395,617

2. 固定資産

科 目	金 額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録 (東京事務所)

(平成25年度末現在)

品 目	数量	品 目	数量
事務用机	4	端末機	20
事務用椅子	6	ウォシュレット	4
ミーティングテーブル	2	書庫	1
ミーティングチェア	18	パソコン・ウイルス対策機器	1
デジタルカメラ	2	新基幹システム端末機	14
オーバーヘッドプロジェクター	1	新基幹システム端末機 (データセンタ設置)	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1	新基幹システムルータ機器 (データセンタ設置)	1
シュレッダー	1	レーザープリンタ	1

(2) 備 品 目 録 (支部事務所)

(平成25年度末現在)

支部名	品 目	数量	支部名	品 目	数量
栃 木	レーザープリンタ	1	鳥 取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
山 梨	レーザープリンタ	1	香 川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	2
青 森	レーザープリンタ	1	徳 島	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	2
岐 阜	レーザープリンタ	1	高 知	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	2		ファクシミリ	1
富 山	レーザープリンタ	1		新基幹システム端末機	1
	ユニシス端末機	1	新 潟	レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		ユニシス端末機	3
	ファクシミリ	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	3
滋 賀	レーザープリンタ	1		岩 手	レーザープリンタ
	ユニシス端末機	1	ユニシス端末機		2
	シュレッダー	1	シュレッダー		1
	新基幹システム端末機	1	新基幹システム端末機		2
京 都	レーザープリンタ	2	石 川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	3		新基幹システム端末機	1
岡 山	レーザープリンタ	1	長 野	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	2
山 口	レーザープリンタ	1	福 井	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
島 根	レーザープリンタ	1	沖 縄	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	1

協議事項

協議事項1 後期高齢者組合員の所得割賦課額について 齊藤専務理事

齊藤専務理事より、後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、後期高齢者組合員以外の1・2種組合員が勤務している場合は、開設又は管理者である後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。賦課方法については、第4条及び第4条の2と同様とする旨の説明があり、質疑応答の後、提案の方向で進めることを了承された。

【質疑応答の要旨】

Q 執行部で試算されていると思うが、この改正(案)が承認された場合、どれくらいの増収を見込まれていますか。(岩手県支部 中屋敷修議員)

A 該当する先生方の数は把握しておりますが、所得割賦課額を導入した場合の増収については厳密に調査していません。(齊藤専務理事)

■事前質問

【質疑応答の要旨】

1. 国保組合運営に係る将来予測の検討と組合員への情報伝達について

Q1 新潟県歯の会員数はピークを迎え、30年後には現在1,300人の会員が1,000人を下回ると見られる。国保組合は75歳以上の後期高齢者は35%を超え、新潟県支部の1種組合員数は1,100人から500人を切ると予測される。

国保組合の運営は、医療制度改革等の要因が加わり、将来予測は困難であるが、組合運営の将来予測に向けて早急に取り組むよう検討いただきたい。

又、全国歯報を見る限り、厳しい組合運営の実情が伝わっているとは言い難い。重要な情報を取捨選択して適宜情報提供を行うなど全国歯報の在り方について併せて検討いただきたい。

(新潟県支部 井比陽議員)

A1 先生の危惧されていることをいつも理事会で話をしています。日本創成会議の将来予測によると、30年後の日本の市町村数が現在の約半分、900程が行政府として成り立たなくなります。又、都道府県の人口予測では、2040年には16%減少



井比議員

する。因みに新潟県では25%の人口が減少し、179万人になると予測されている。

一方国保組合の状況は、全歯連加盟の全国26組合の中で小規模組合は、1種組合員400名、被保険者数が約2,500人で運営している単県歯科国保組合があります。

又、全協加盟の137組合の中では、神戸中央卸売市場国保組合は、被保険者数334人、新潟県薬剤師国保組合が941人で運営している。

健全な組合運営が出来るか否かは、保険料収入と支出の差額ということになるが、小規模なりに身の丈にあった組合運営に努めれば存続できる気がしている。

6月開催の日本歯科医師会代議員会で重点対策として、未入会者のシミュレーションが示され、協議されました。我々としても、各県歯で未入会者に入会してもらうことが基本的な事柄と思っている。

そういった中で、支出を如何に削減するかというと、6月24日に閣議決定された規制改革実施計画では、保険者に対して、後期高齢者支援金の加算・減算制度が特別に記入されている。その内容は、特定健診・特定保健指導の実施率によりプラスマイナス10%のインセンティブを与えている。特定健診及び特定保健指導の対象者の受診率を上げる努力をしたいと思っている。

次に、保険給付費の他に、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金を合わせると歳出決算額の中に占める割合が45%となります。前期高齢者納付金が15.96%です。

65歳～74歳の保険給付費が増えるところ納付金が増えますので、前期高齢者の先生方に元気で働いて頂き所得割保険料を納付して頂くのが大切だと思います。

日本歯科医師会は、歯周病と全身疾患の関連を国民に周知するという事ですので、我々は歯周

病の専門家として口と歯の健康について留意して、そういった意味での保健事業の内容も周知していきたいと思います。

もう一点の質問の全国歯の組合報の「全国歯報」の在り方ですが、先程来、問題になっている柔道整復の給付費、鍼灸マッサージ等への多数受診が目立つので、指摘して行きたいし、後発医薬品の使用促進についても適宜広報し、適正受診に協力を頂く方向で進めて行きたい。

人口の減少、加入者の減少の問題についても、資料を取り揃え来たるべき時に備えるとともに、検討委員会についても設置する方向で考えて行きますのでご理解を願いたい。(齊藤専務理事)

2. 被保険者の同一世帯員の国保包括加入について (京都府支部 内藤春生議員)

Q2 栃木県による「組合員の世帯に属する者は、国民健康保険法第19条第1項但し書きに該当する者を除き、全国歯の被保険者となるが、該当者の有無を確認する等の対応をとっていないので改善すること」という指導監督の結果を受け、事務研修会等を経て、「世帯における保険の加入状況確認書」が本部から支部に提供されました。この確認書を使用すれば、今後本部による指導監督の時は問題がないと理解してよいか。



内藤議員

A2 ご指摘の同一世帯員の国保包括加入について、平成25年度は栃木県と東京事務所職員が同行して国民健康保険事業について指導監督を実施しました。25年度は3支部に改善の通知が出されました。その中で、資格確認と併せて同一世帯の国保包括加入について重要であるとの指摘を受けた。

4年後には、支部の指導監督は東京事務所職員が実施することに伴う確認と思いますが、確認資

料に基づいて行っていただければ問題はありませんし、こういうもので確認すると言うことで充分であると、現在は考えています。その時に出た世帯分離で対応しても良いと言うことですが、現在市町村国保が加入に際して世帯分離することは、本来の世帯分離の趣旨と違うという指摘が県によってはあるようです。そういった人権問題に関わることにならないようにご指導頂ければ有り難いと思います。(齊藤専務理事)

叙勲受章者に対する記念品の贈呈

氏名	又吉達雄
受章の種別	旭日小綬章
功績の種別	保健衛生功績

山下常務理事より、平成26年春の叙勲で旭日小綬章を受章された又吉達雄先生の紹介に引き続き、尾上理事長から記念品を贈呈し祝意を表した。



山下常務理事



記念品贈呈

【又吉先生の挨拶の要旨】

本日このような記念品を頂き、誠に恐縮いたしております。私も長年歯科医師会に携わってきましたが、今振り返ってみると何をしたかと言うと確たるものはありません。その都度多くの人に支えられてきたのだと思います。沖縄の方言で「いちゃりばちよーでー」といいますが、これは「逢う人は皆兄弟だ」あるいは「袖振り合うも多生の縁」と言う意味です。

この叙勲が一つの通過点として、まだまだお前は働けと言う意味だと思えます。今後も社会のために頑張っていきたいと思えますので、ご協力、ご鞭撻をお願いいたします。有難うございました。

く、さらに自家診療を保険請求をしない等の努力をしていると組合の特性を説明し、一方的に収入が多いと言うだけで国庫補助を削減することには異論がある。

私はこれは非常に心強い話をしてくれたと思っております。

私ども全国歯は、20府県が加入していますので、各支部の先生方も地元の国会議員に国保組合の特性や制度上の在り方を説明し、もし国保組合が無くなったらどうなるんだと言うことまで説明して、理解して頂くことが大事だろうと思えます。

これをもちまして、本日の全日程を終了します。有難うございました。

閉会の辞（要旨）

恒石副理事長



恒石副理事長

本日の議事は、平成25年度の事業報告、歳入歳出決算それに決算剰余金の処分でしたが、慎重審議の上、原案どおり承認して頂き有難うございました。

国保組合を取り巻く環境は益々厳しくなっております。とりわけ国庫補助の削減が大きな問題です。本日もこの問題について質問と進言がありました。4月から厚労省で審議を続けており、今年度中に結論を得て来年の通常国会に法案が提出される運びになっています。

実は、社保審の医療保険部会で日歯常務の堀委員が社保審の医療保険部会でこの問題について発言しております。国保組合は国保制度ができる以前からできており市町村国保の補完的役割を果たしてきている。保険料の収納率100%近

平成26年 春の叙勲受章者

また よし たつ お
又 吉 達 雄 先生

(昭和13年12月29日)

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成 2年10月 日本歯科医師会会長表彰
 平成 5年 3月 沖縄県知事表彰
 平成 5年11月 厚生大臣表彰
 平成 7年11月 藍綬褒章
 平成10年11月 文部大臣表彰
 平成19年 9月 日本歯科医師会会員有功章



【略歴】

・県歯科医師会関係

昭和45年 5月17日～昭和55年 3月31日 沖縄県歯科医師会理事
 昭和55年 8月 1日～昭和63年 3月31日 沖縄県歯科医師会専務理事
 昭和63年 4月 1日～平成 3年 3月31日 沖縄県歯科医師会副会長
 平成 3年 4月 1日～平成 9年 3月31日 沖縄県歯科医師会会長
 平成 9年 4月 1日～現在 沖縄県歯科医師会顧問

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成 3年 4月 1日～平成14年 3月31日 組合会議員
 平成14年 4月 1日～平成17年 3月31日 理事
 平成17年 4月 1日～平成25年 7月31日 副理事長
 平成25年 8月 1日～現在 常務監事

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（支部）

平成 3年 4月 1日～平成25年 7月31日 沖縄県支部長
 平成25年 8月 1日～現在 沖縄県支部顧問

・全国歯科医師国民健康保険組合連合会関係

平成14年 4月 1日～平成17年 3月31日 全歯連理事

・日本歯科医師会関係

平成 3年 4月 1日～平成 9年 3月31日 日本歯科医師会代議員

支部紹介

栃木県支部

栃木県は、関東地方の中で最も広大な面積を有しています。その中には、世界遺産に登録されていることでも有名な日光東照宮、日本最古の学校である足利学校、ギネスブック認定の世界最長並木である日光杉並木や日光国立公園などがあり、歴史と自然に恵まれている県です。

栃木県支部は、県庁所在地宇都宮市の栃木県歯科医師会館内にあり、平成26年4月1日付け被保険者数は1種組合員845名・家族1,669名、2種組合員61名・家族57名、3種組合員1,686名・家族231名の計4,549名となっております。組織構成は役員7名、運営委員11名、職員3名（内一名は歯科医師会と兼務）で職務に取り組んでいます。

栃木県支部役員名簿

支部長	柴田	勝
副支部長	田村	一夫
常務理事	入野	光市
理事	関	謙一
理事	川津	博亨
監事	加々美	隆
監事	鶴貝	隆男



後列 川津理事 関理事 田村副支部長 入野常務理事
前列 加々美監事 柴田支部長 鶴貝監事

山梨県支部

てっ…！

この支部紹介、全国20支部の先陣を切って、栃木と山梨に投稿の要請がありました。

幸甚に思いますが、少々戸惑いながらペンを握っています。というのは、どう書いてよいやら、参考になるのは前回の東京事務所の紹介記事しかありません。そこで失敗を恐れずに、その流れに沿って進めます。あしからず。

ご依頼を受けた七月のこの時期、蒸し暑い甲府盆地は、NHKの朝の連続テレビ小説「花子とアン」人気も手伝って、更にフィーバー、街中にはたくさんの幟が立ち、ポスターが貼られています。そんな中、甲府駅の北側、武田神社に向かう通り沿いに我が県歯の会館があり、その一階の事務局に当支部が存在します。

そこには黙々と業務に携わる姫がおります。姫と言っても残念！既に結婚しております。名を川手美保といい、最近愛児を出産、机上に写真を飾って励みにしているとか。

写真は、その紅一点美保姫を守る、さながら武田二十四将の図か。実際には13名（1人欠席）ですが、少ないながらも孤軍奮闘、頼もしい限りです。付け加えますと、新任役員は当方を含め9名。通常組合会には安富新常務と伺うのですが、鈴木副理事長の会計報告に、片方の耳から入った情報を漏らさないように、もう一方の耳を押さえている段階で、二人して任務が終わるまでにはその万分の一でも理解しようと誓っているところです。

さて、拙い文章ですが、お約束のスペースをなんとか満たし一安心。次回に続く支部は青森、岐阜でしょうか？山梨なんぞ参考にしないで「こびっと頑張れし」期待しております。では、ごきげんよう。

注：冒頭の「てっ…！」は、甲州弁で驚きを表す。
「こびっと」はご存じ、しっかりの意味であります。
(支部長 井出公一 記)

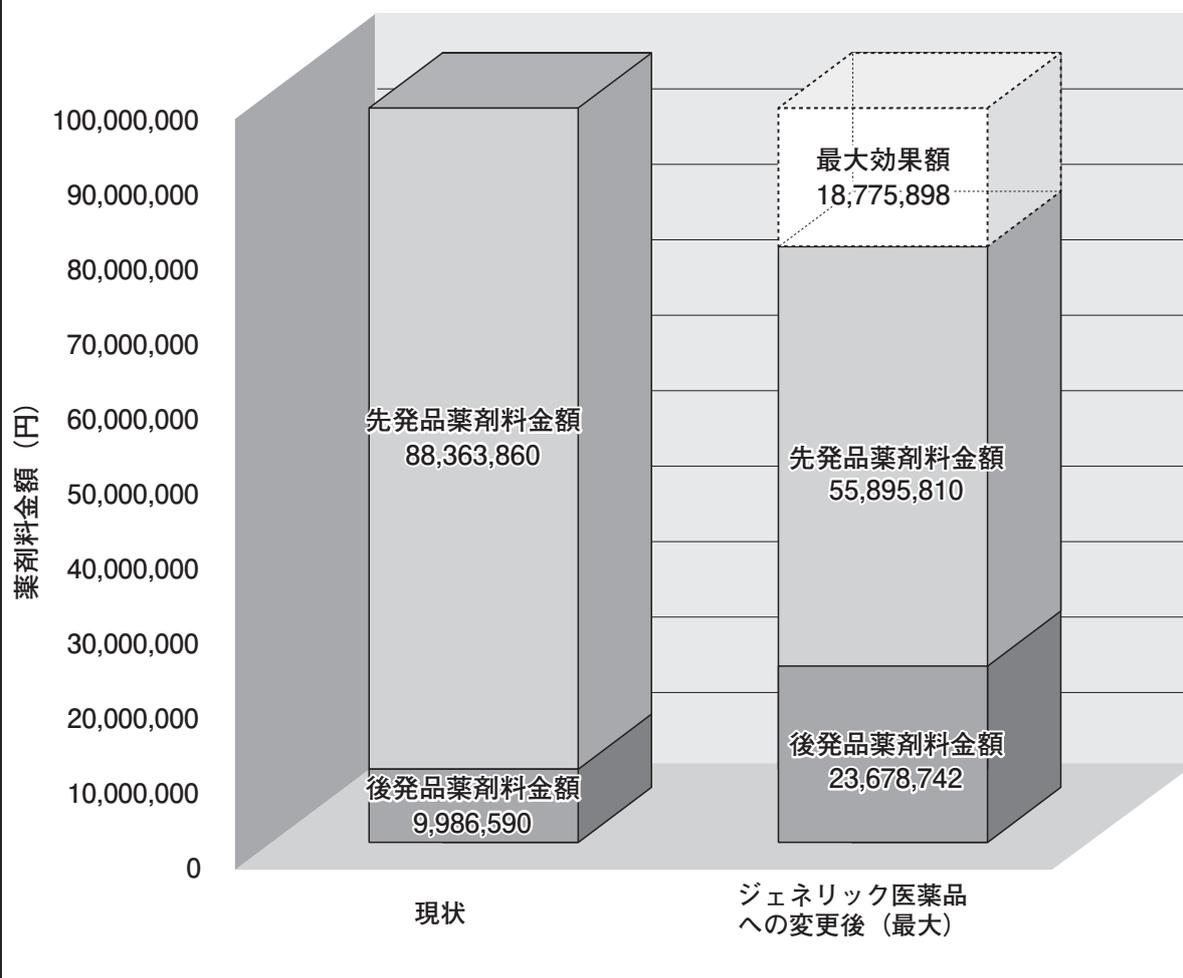


信玄はどこかな？！

お知らせ

ジェネリック医薬品への変更をご検討ください

ジェネリック医薬品への変更による薬剤料金額の推移 全国歯の1か月分（平成26年5月調剤分）の薬剤料金



高齢化や医療の進化等により、医療費は年々増加する傾向があります。

ジェネリック医薬品へ変更することで、1か月分（平成26年5月調剤分）の薬剤料金で最大約1.9千万円、年間で約2億円以上の効果が見込め、皆様の負担を軽くすることもできます。

受診された医療機関等にご相談の上、是非、ジェネリック医薬品への変更をご検討ください。

お知らせ

40歳～74歳のみなさまへ

特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を活用し、健康づくりに取り組みましょう。体の状態を定期的にチェックするよい機会です。受診料は無料ですので、受けそびれることがないように、年に1回必ず受診しましょう。

特定健診を受けるメリットは？

- ・続けて受ければ、健康管理ができる！
- ・保健指導を受ければ、生活習慣病が変えられるかも！
- ・病気予防ができるから安心！
- ・病気予防が出来れば、医療費も減らせる！

特定健診の受診期間は、来年の3月末日まで。

特定健診の受診券は、5月下旬、該当者の方へ郵送させていただいておりますが、紛失等された方は、再交付いたしますので、各支部事務所までご連絡願います。

特定健診の結果から、メタボリックシンドロームの危険性が高いと判断した方に特定保健指導の「利用券」を送付いたします。特定保健指導も無料ですので、是非、生活習慣病の予防に取り組んでください。

**特定健診・特定保健指導の実施率が低いと
後期高齢者支援金が10%の
範囲内で加算されます。**

お知らせ

柔道整復師(整骨院・接骨院)は適正に受診しましょう

対象となる負傷

- ◆ 医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性による外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの。

保険適用となる受診内容

- ◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉離れを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意が必要です。）
- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
 - 主な負傷例
 - ・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき。

治療を受けるときの注意点

- ◆ 医療保険は治療を目的としたものであり、保険適用とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。保険適用とならない受診内容だった場合、柔道整復師に「保険適用となる」と説明を受け受診されても、その治療費の全額又は一部を自己負担していただくことがございます。
- ◆ 療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に委任をし、患者に代わって治療費を保険者に請求し支払いを受けるための書類です。必ず内容（負傷原因、負傷名、施術日数、金額）を確認し、署名または捺印をしてください。
- ◆ 施術が長期に渡る場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ◆ 平成22年9月の施術分より、窓口支払の領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。
- ◆ 交通事故等による第三者行為に該当する場合は当組合に連絡してください。

保険適用とならない受診内容（全額自己負担）

以下のような症状で受診した場合は、保険証は使えません。

- ☆単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労等
- ☆病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニア等）からくる痛みやこり
- ☆医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ☆慰安目的のあんま・マッサージ代替りの利用
- ☆保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
- ☆脳疾患後遺症などの慢性病
- ☆症状の改善の見られない長期の施術
- ☆仕事中心や通勤途中での負傷

お知らせ

27年
1月から

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し

高額療養費制度は、医療費の自己負担が過重にならないように設けられた仕組みです。高額療養費制度については、所得区分ごとに自己負担の上限が定められたおり、現行の仕組みでは、一般所得者の所得区分の年収の幅が大きいため、中低所得者層の負担が重くなっています。

このため、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月以降の診療分から、自己負担額の見直しが予定されています(表1)。また、今般の高額療養費の見直しに合わせて高額医療・高額介護合算療養費制度の算定基準額等も見直しになります(表2)。

※高額療養費の所得区分変更に伴い、高額療養費支給申請や限度額適用認定証が必要な方は上位所得者を含め、旧ただし書き所得の判定に必要な書類の提出をお願いします。

(表1) <現行>

区分	所得要件	限度額	
		内	外
70歳未満	上位所得 旧ただし書き所得 600万円超	150,000+	(総医療費-500,000) × 1% (多数該当:83,400)
	一般 旧ただし書き所得 600万円以下	80,100+	(総医療費-267,000) × 1% (多数該当:44,400)
低所得	住民税非課税	35,400 (多数該当:24,600)	

<平成27年1月以降>

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	252,600+ (総医療費-842,000) × 1% (多数該当:140,100)
旧ただし書き所得 600万円~901万円以下	167,400+ (総医療費-558,000) × 1% (多数該当:93,000)
旧ただし書き所得 210万円~600万円以下	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当:44,400)
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600 (多数該当:44,400)
住民税非課税	35,400 (多数該当:24,600)

区分	所得要件	窓口負担割合	限度額	
			外来	内
70歳 ~ 74歳	現役並所得 課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当:44,400)
	一般 課税所得 145万円未満 ^(※1)	2割 ^(※3)	12,000	44,400
	低所得II 住民税非課税		8,000	24,600
	低所得I 住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% (多数該当:44,400)
一般	課税所得 145万円未満 ^(※2)	2割 ^(※3)	12,000	44,400
低所得II	住民税非課税		8,000	24,600
低所得I	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

(表2) <現行>

区分	所得要件	限度額
70歳未満	上位所得 旧ただし書き所得 600万円超	1,260,000
	一般 旧ただし書き所得 600万円以下	670,000
	低所得 住民税非課税	340,000

<平成26年8月~27年7月>

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	1,760,000
旧ただし書き所得 600万円~901万円以下	1,350,000
旧ただし書き所得 210万円~600万円以下	670,000
旧ただし書き所得 210万円以下	630,000
住民税非課税	340,000

<平成27年8月以降>

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000
旧ただし書き所得 600万円~901万円以下	1,410,000
旧ただし書き所得 210万円~600万円以下	670,000
旧ただし書き所得 210万円以下	600,000
住民税非課税	340,000

区分	所得要件	限度額
70歳 ~ 74歳	現役並所得 課税所得 145万円以上	670,000
	一般 課税所得 145万円未満 ^(※1)	620,000 (※560,000)
	低所得II 住民税非課税	310,000
	低所得I 住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

所得要件	限度額
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満 ^(※2)	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

所得要件	限度額
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満 ^(※2)	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

お知らせ

高齢者受給者証の更新

- 7月末からお届けしておりました高齢受給者証の記載事項をご確認下さい。
- お手元に届いていない場合等ご不明な点は、支部事務所までお問い合わせ下さい

特定疾病療養受療証の更新

人工透析を受けている70歳未満の方で、まだ更新手続きをしておらず「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成26年7月31日までのものをお持ちの方は、お早めに手続きを済ませてください。

手続きには、世帯全員の平成25年中の収入がわかる書類等が必要です。自己負担限度額が所得や家族構成の異動で変わる場合があります。詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

限度額適用認定証の発行

70歳未満の方が医療機関などを受診（入院・外来等）したとき、窓口で「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すればひと月の医療費が高額（一定の自己負担限度額※を超えた額）になった場合でも支払額が自己負担限度額に止められる認定証です。

この「国民健康保険限度額適用認定証」は事前に発行することができます。窓口負担が限度額を超えそうな場合は発行申請をしてください。

なお、今年7月以前に「国民健康保険限度額適用認定証」を使用されている方で8月以降も引き続き入院される方、または外来等の受診で支払い高額になりそうな方は（平成26年7月31日で有効期限が切れています）、早めに新しい「国民健康保険限度額認定証」の発行申請をしてください。

ただし、自己負担限度額は所得や家族構成の異動で変わる場合があります。

非課税世帯の方は入院時食事代の負担額も減額されています。

また、平成27年1月より高額療養費制度の自己負担限度額等の見直しが行われるために、限度額適用認定証の有効期限を平成26年12月31日としております。引き続き限度額適用認定証が必要な方で、旧ただし書き所得の判定に必要な書類を提出されていない方は所得判定に必要な書類の提出をお願いします。

国民健康保険限度額認定証の発行及び更新については、支部事務所へお問い合わせください。

※所得区分が一般の方：80,100円、上位所得者の方：150,000円

お知らせ

海外療養費の審査強化と適正化

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後、申請により支払った医療費の一部が払い戻される「海外療養費制度」があります。

この制度を悪用した不正請求の事例が相次いだことから、厚生労働省は25年12月、支給申請の審査強化や警察との連携などの対応策を取りまとめ、都道府県などに対して、保険者への指導や周知を図るよう通知されました。

全国歯では、平成26年度より栃木県国民健康団体連合会と「海外療養費調査事務等に関する委託契約」を締結し、不正が疑われる場合は照会し調査業務を委託してまいります。

【支給される範囲】

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に、国民健康保険の適用が受けられる治療に限られます。また、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は対象外です。

◇支給対象外となるケース

- ・保険のきかない診療、差額ベッド代
- ・美容整形
- ・高価な歯科材料や歯列矯正
- ・自然分娩
- ・交通事故やケンカなどの第三者行為不法行為による怪我や病気

【支給額の計算方法】

海外でかかった医療費をそのまま当てはめるわけではありません。

日本国内の医療機関で同じ病気や怪我を治療した場合にかかる治療費を基準にした額を支給します。

また、外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売ルート）を用いて円に換算し、支給額を算出します。

【必要書類】（すべて原本）

- ・療養費支給申請書
- ・領収書（現地で支払った領収書）又は渡航先に持参したもの
- ・診療内容明細書（現地の医療機関で発行されたもの）又は渡航先に持参したもの
- ・国民健康保険用国際疾病分類表
- ・パスポートの写し（渡航期間、場所がわかるもの）

診療内容明細書、国民健康保険用国際疾病分類表、領収明細書は全国歯ホームページから印刷するか、支部事務所へお問い合わせください。

【申請期限】

海外で治療費用の支払いをした日から数えて2年が経過すると、時効により申請できなくなります。

お知らせ

国民健康保険組合の被保険者に係る 地方税法の規定による 市町村民税の課税標準額の調査について

厚生労働省では、全国保組合に対して適正な補助金を交付するために5年ごとに課税標準額の調査を実施しています。この調査は組合員の皆様の保険料にも影響する極めて重要な調査となっています。

調査対象になられた組合員の皆様には7月31日締切で依頼文書を郵送させていただき、ご協力をいただきました。該当された方には重要な書類をご提出いただき、多大なご迷惑をおかけしたこととご協力いただきましたことを改めてお礼申し上げます。

今後、調査対象の方がすでに資格を喪失されていた等の理由で調査できなかった分に対し、新たに再抽出を行いますので、対象となった組合員の皆様は、市町村で課税標準額の証明を受けるか、世帯全員の所得がわかる納税通知書の写し、または課税証明書の提出についてご協力をお願いいたします。

全国歯報 No.75
2014年8月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2
☎03-3336-8818

発行人 尾上 徹

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙 「浅草寺伝法院と庭園」

伝法院は浅草寺の本坊であり、玄関・客殿・使者の間・大台所・大書院・住職の居間を備えている。

庭園は寛永年間、造園の名手と言われた小堀遠州の作と伝えられ、江戸名園の一つにあげられている。

かつてここからの眺めは遠く富士を望み、日暮里や道灌山を借景にした庭園だった。

(撮影者 I.H)